

江戸川区立一之江小学校PTA規約

第1章	名称および事務所
第1条	この会は、江戸川区立一之江小学校PTAと称し、事務所を一之江小学校におく。
第2章	目的および活動
第2条	この会は、学校の教育方針に基づいて父母と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
第3条	この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。
(1)	家庭と学校との緊密な連絡により、児童の心身の健全な発達をはかる。
(2)	会員の教養を豊かにして、会員相互の親睦をはかる。
(3)	学校および地域社会の教育環境の充実をはかる。
第3章	方針
第4条	この会は、教育の向上を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
(1)	児童の教育ならびに福祉のために他の諸団体と協力する。
(2)	特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
(3)	この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体や個人の支配および干渉を受けない。
(4)	学校問題について討議し、また、意見を具申するが、学校の管理や教員の人事には干渉しない。
第4章	会員
第5条	この会の会員になることのできる者は次の通りである。
(1)	本校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
(2)	本校の教員。(ただし、学校長はこの会の顧問となる。)
(3)	この会の主旨に賛同する者。ただし、入会は役員会で決定し、総会の承認を得なければならない。(特別会員)
第6条	この会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。
第7条	入退会は次の手続きによって行う。
(1)	入会希望者は、入会届を会長に提出することにより会員となる。入会の効力は、入会届が受理された月からその年度の3月末までとする。
(2)	翌年度も会員を継続する場合は、継続届を会長に提出することにより入会が継続される。継続届が提出されず、意思確認ができない場合は、最後に入会届または継続届が提出された年度の3月末をもって退会したものとみなす。
(3)	会員は、退会届を会長に提出することにより退会することができる。退会の効力は退会届を受理した翌月から発生する。
第5章	会計
第8条	この会の経費は会費、その他をもって支弁する。
第9条	この会の会費は、一児童あたり年額2,700円を9回に分けて自動振込とする。(自5月～至翌年2月)特に生活困窮者の取り扱いについては、考慮する事ができる。
第10条	この会の予算ならびに決算(会計監査を経たもの)は、総会の承認を得なければならない。
第11条	この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第12条	会費の徴収は、一之江小学校に委託することができる。
第6章	役員
第13条	この会の役員および会計監査は、次の通りとする。
(1)	会長1名 (P側)
(2)	副会長若干名 (T側1副校長)
(3)	会計若干名 (T側1)
(4)	書記若干名 (T側1)
(5)	会計監査3名 (P側役員経験者2、T側1)
第14条	役員および会計監査の任期は、5月総会で新たな役員および会計監査が選任されるまでとし、再任を妨げない。
第15条	役員および会計監査の任務は次の通りとする。
(1)	会長はこの会を代表し、総会・役員会を招集し、会務を統括する。
(2)	副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はその職務を代行する。
(3)	会計は総会にて決定した予算に基づき、一切の会計事務を処理する。また、年度末には、会計監査を経た後5月総会において決算報告をし、予算の立案に協力する。
(4)	書記はこの会の記録、通信ならびに資料の保管を行い、会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
(5)	会計監査は年度末に公正なる監査を行い、5月総会において報告する。

第16条	役員 ^は の就退任は次の通りとする。
(1)	役員 ^の の就任は、役員希望者の申し出に基づき、総会の決議により行う。ただし、総会後に申し出があった場合は、当該役員が会長である場合を除き、役員会の決議により行う。
(2)	役員が途中で退任する場合は、役員会において退任の意思を確認し、その意思表示をもって退任とする。
(3)	役員が就退任した場合は、速やかに会員に報告する。
第17条	会計監査 ^の の就退任は次の通りとする。
(1)	会員監査 ^の の就任は、役員経験者から2名および教員1名を、本人の同意を得た上で役員会が指名し、総会の決議により行う。
(2)	役員ならびに校長および副校長は、会計監査を兼ねることができない。
(3)	会計監査が途中で退任する場合は、役員会において退任の意思を確認し、その意思表示をもって退任とする。
(4)	会計監査の退任等により定数が満たされなくなった場合、役員会は速やかに新たな会計監査を指名し、役員会の決議を経て就任する。
(5)	会計監査が就退任した場合は、速やかに会員に報告する。
第7章	総会および臨時総会
第18条	総会は毎年1回を定例とし、年度初めに開催する。
第19条	臨時総会は、役員会が必要と認めたととき、または、会員の3分の1以上の請求があったときに開くことができる。
第20条	総会は次の通り開くこととする。
(1)	総会および臨時総会は、会員の過半数(委任状、書面またはオンラインによる議決権行使も含む)の出席により成立する。
(2)	総会および臨時総会は、書面またはオンラインで決議することができる。
(3)	議事は出席者による議決権行使および書面またはオンラインによる議決権行使の過半数で決議する。
第8章	役員会
第21条	役員会は役員ならびに校長および副校長で構成する。
第22条	役員会は毎月1回開くことができる。ただし、必要に応じて会長の招集で随時開くことができる。
第23条	役員会は次の通り開くこととする。
(1)	役員会は役員のうち4名以上および校長または副校長の出席により成立する。ただし、在任中の役員が4名未満の場合は、全役員および校長または副校長の出席を必要とする。
(2)	役員会は出席者の過半数をもって決議する。ただし、賛成と反対が同数の場合は、会長の意見をもって決議とする。
第9章	相談役
第24条	本会は相談役を置くことができる。相談役は会長が推薦し、総会において承認される。
第10章	解散
第25条	本会を次の手続きに則り解散することができる。
(1)	全役員ならびに校長および副校長が出席する役員会を開き、全会一致の賛成をもって解散の発議を総会に諮る。
(2)	役員会において解散の発議が決定された場合、速やかに臨時総会を招集し、議決権行使の3分の2以上の賛成をもって解散を決議する。
(3)	総会において解散が決議された場合、役員会は責任を持って解散の手続きを進め、手続きの状況を会員に報告する義務を負う。
第26条	本会が解散する場合における残余財産は、総会の決議に基づき適切に処理する。
附則	
第1条	この規約の改正は総会の議決を要する。なお、改正案は、総会の1週間前に全会員に知らせておかなければならない。
第2条	その他特別なことは役員会にて協議決定することとする。
第3条	この規約は、平成21年4月1日より改正施行する。
第4条	この規約は、平成22年5月11日より改正施行とする。
第5条	この規約は、平成24年4月1日より改正施行とする。
第6条	この規約は、平成26年4月1日より改正施行とする。
第7条	この規約は、平成29年4月1日より改正施行とする。
第8条	この規約は、平成31年4月1日より改正施行とする。
第9条	この規約は、令和2年4月1日より改正施行とする。
第10条	この規約は、令和4年4月1日より改正施行とする。
第11条	この規約は、令和4年5月24日より改正施行とする。
第12条	この規約は、令和7年4月1日より改正施行とする。